国民年金制度の変更について

|納付猶予制度の50歳未満への拡大について |

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。 所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度等もありますので、 **役場福祉課国保医療年金係 ☎68-7004 (課直通)** へご相談ください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める(**追納**)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- * 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納できません。
- * 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるかは本人が選択します。

追納のお申込みを希望される場合、またはご相談については、留萌年金事務所へお願いします。

留萌年金事務所の年金相談時間帯の変更

相談開始時間が今までより延長されました。(年金事務所に行く場合)

【平日】 午前8時30分から午前11時30分まで

午後1時00分から午後 4時30分まで

予約連絡先: ☎0164-43-7211·0164-43-7212【留萌年金事務所】

電話の受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く) ⇒自動音声で案内 ⇒音声に従って「1番」を選択後 ⇒「2番」を選択

申込方法

- ・年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前からお電話または年金相談窓口でお受けしております。
- ・ご予約の際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、ご相談内容等について確認させていただきます。

留意事項

- ・予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ・年金相談にお越しの際は、**年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることを確認できるものをご持参のうえ、**予約時間までに総合案内にお越しください。(代理の方がご相談される際には、委任状及び代理人の運転免許証など身分確認ができるものが必要です)
- ・ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。
- ※羽幌町でも出張相談を行っています。詳しくは16ページ「情報プラザ」をご覧ください。